

単 価 契 約 書(案)

1	業 務 名	寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター外 廃油(売払い)業務
2	品 名	廃油(潤滑油、重油、第3類石油類)
3	契 約 金 額	金〇〇円/リットル (取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
		(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
4	契 約 期 間	契約締結の日から令和7年2月26日
5	業 務 場 所	大阪府の指定する場所
6	契 約 保 証 金	大阪府財務規則第 68 条第5号により免 除
7	適 用 除 外 条 項	な し

上記の単価契約について、売出人（以下「発注者」という。）と買受人（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外事項は、上記7のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

売出人 大 阪 府
代 表 者

大阪府東部流域下水道事務所
所 長 中 西 嘉 則

買受人 所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき日本国の法令を遵守し、この単価契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 この契約は単価を定める基本契約であり、この契約に基づく上記物品の売払契約は、納入数量、納入期限及び納入先を記載した書面等により発注者が発注し、受注者が受注したことにより成立する。
- 3 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調定の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第5号により、契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りではない。

(納税証明書等の確認書類の提出)

- 第3条の2 発注者は、受注者が府税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要がある場合、受注者に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求められることができる。

(所有権)

- 第4条 物品の所有権は、第5条第1項により、受注者が物品を引渡場所において回収し、数量確定報告書により発注者に報告したときをもって発注者から受注者に移転するものとする。

(売払代金の納付)

- 第5条 受注者は、仕様書に記載のとおり回収量を計測し、数量確定報告書を提出する。

- 2 受注者は、数量確定報告書により確定した回収量に売払金額（単価）を乗じて得た額（1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てる）を売払代金として、発注者が発行する納入通知書により指定する期日までに納付するものとする。
- 3 受注者は、前項の期間内に代金を納付することができないときは、前項の期間満了の翌日から代金の納付日までの日数に応じ、当該未納付の代金に対し年3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第6条 受注者は、この契約の履行にあたって、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（危険負担）

第7条 受注者は、この契約締結後、売払物品に数量の不足その他かくれた瑕疵のあることを発見しても、売払代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約内容の変更等）

第8条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の回収を一時中止させることができる。

（発注者の任意解除権）

第9条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する理由により履行を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 発注者が行う売払物品の立会い等に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (11) 第14条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) 暴力団排除条例第10条及び暴力団排除措置規則第5条第1項の規定に該当したとき。（同規則第9条第4項の規定により誓約書違反者について準用する場合を含む。）

第11条 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 公租公課若しくは大阪府の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払いがなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

（既回収物品の取扱い）

第12条 発注者は、第9条、第10条又は第11条の規定によりこの契約を解除したとき、物品の既回収量を確定の上、受注者に売払代金の納付を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び納付に関しては、第5条の規定を準用するものとする。

（契約内容の変更等）

第13条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の回収を一時中止させることができる。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 前条の規定により発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の需要数量から著しく減少することとなるとき。
- (2) 前条の規定により発注者が物品の回収を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求）

第15条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

2 前項の規定は、前条の規定に基づきこの契約が解除された場合について準用する。

(賠償額の予定等)

第 16 条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として予定総額の 100 分の 20 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第 11 条第 4 号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第 11 条第 5 号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の変更)

第 17 条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるとき、又は必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 18 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(相殺)

第 19 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第 20 条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(別 記)

特記仕様書

I 妨害又は不当要求に対する報告義務

(1) 買受者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

(2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

(3) 買受者は、下請人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請人等に指導しなければならない。

(4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。